

平成26年10月17日

カネボウ白斑被害に関する
ご相談者の皆様へ

カネボウ白斑被害対策滋賀弁護団
団長 弁護士 小川 恭子

カネボウに対する損害賠償請求訴訟への 参加のご案内

1 これまでの当弁護団の活動とカネボウの対応状況

当弁護団では、昨年10月の結成以来、カネボウ美白化粧品を使用したことによる白斑被害に遭われた皆様を対象とした電話相談活動を実施するとともに、カネボウに対する損害賠償請求に関する示談交渉を希望された方々については、その代理人として、随時交渉を進めて参りました。

カネボウは、当初、「医療費（診察・治療・薬代）及び医療機関への交通費につきましては、過去からの分も含め、回復するまで、カネボウ化粧品において負担させていただきます」とする一方で、本年6月頃までは、「精神的慰謝料・休業損害は、回復時にお支払いいたします」として、既に生じている精神的損害に対する、慰謝料の早期支払等については、拒否して来ました。

しかし、こうしたカネボウの対応は、いつ回復するとも知れない症状の中で、大変な思いをされている皆様にとっては、極めて不誠実な対応と言うほかありませんでした。当弁護団では、示談交渉をお引き受けする都度、カネボウに対して、上記方針に異議を述べるとともに、「通院を余儀なくされたことに対する慰謝料」や「通院のために休業せざるを得なかったことに対する損害」等の賠償を求めてきました。

このような経過もあって、カネボウは、その後、方針を変更し、**現在では、慰謝料や休業損害についても、希望される方には、支払いを実施するに至りました。**

しかし、カネボウが提案し、実施している支払いは、その基準も明らかにされておらず、被害全体の賠償としては、不十分な金額です。このため、当弁護団に示談交渉を依頼されている方々につきましては、今後も残額の請求をする意思のあることを明示した上で、あくまでも「損害額の一部」として、賠償金を受領しております。

なお、被害者の皆様が、これを「損害の全部」と誤解して受領してしまうと、後日の残額の請求ができなくなってしまうおそれもありますので、十分ご注意ください。なお、被害者の皆様の中には、まだカネボウから、損害賠償金支払の提示を受けておられない方もあるようです。既に何らかのお金を受け取られた方も、まだ受け取られていない方も、ご不明な点があれば、何なりと当弁護団までご相談下さい。

2 各地の弁護団の動きと当弁護団の今後の方針

カネボウの白斑被害問題については、これまで、当弁護団の他にも、東京、大阪、名古屋、京都、広島、仙台、静岡など各地で弁護団が結成されており、当弁護団では、これらの全国各地の弁護団との連絡会議に参加し、「各地の弁護団と、出来るだけ足並みを揃えて活動する」という、基本的な方針を確認しております。

各弁護団とも、カネボウの現在の対応状況と、「白斑被害の早期救済」という観点からは、いずれは訴訟提起に踏み切らざるを得ないと考えており、既に、広島、静岡、仙台的各弁護団がカネボウに対する損害賠償請求訴訟を提起済みです。このため、当弁護団としても、全国の議論状況を踏まえて、「年内」を目処として、カネボウに対する訴訟を提起するべく、準備に取りかかることにしました。

当弁護団としては、この訴訟は、カネボウ美白化粧品による白斑被害に苦しんでいる多くの方々の被害を救済するため、重要な意義のある訴訟となるものと考えておりますので、被害者の皆様方におかれましては、「社会に対して広く問題提起をしていく」という、本訴訟の趣旨にご賛同いただき、一人でも多くの方が、この訴訟に、原告として参加していただくことを期待しております。よって、これまで当弁護団にご相談いただいております全ての被害者の皆様へ、この呼びかけをさせていただいている次第です。

上記「カネボウに対する損害賠償請求訴訟」への参加者の募集は、下記の要領で行いますので、この訴訟に原告としてご参加いただける方は、11月7日（金）までに、お申し込み下さい。なお、お申し込み方法その他の詳細や、ご不明な点は、直接、当弁護団事務局（077-510-5262）もしくは、担当の弁護士までご連絡ください。

記

着手金：(A) 今回初めて依頼される方・・・金4万3200円（消費税込み）。

(B) 既に示談交渉を当弁護団に依頼済みで、引き続き訴訟に参加される方
・・・追加着手金として金2万1600円（消費税込み）

実 費：訴訟遂行に必要な印紙代・裁判所に予納する郵便切手代・コピー代・交通費等
<印紙代等は、訴訟額により変わるため、参加者には改めてお知らせします>

報 酬：カネボウ等から支払われた金額の20%（プラス消費税相当額）